

退職者の皆様へ

退職手当金制度について（県社会福祉事業共済会）

加入期間 1 年未満 ☆

退職手当金は支給されません。

ただし、加入期間が 1 年未満でも、退職日翌日から別の法人で就労する場合は、《法人間異動》という制度が利用できます。

《法人間異動》について

退職翌日から別の法人(本会会員法人)で働く場合のみ「法人間異動」ができます。今までの被共済職員期間を、再就職後の被共済職員期間に積み上げる制度です。最終的に受け取る退職手当金は、加入期間が長いほうが有利になります。詳細は、事務担当者にご確認ください。

加入期間 1 年以上 3 年未満 ※

退職手当金は支給されません。

ただし、加入期間が 1 年以上あれば、《合算制度》を利用できます。また、《法人間異動》も利用できます。

《合算制度》の利用について

県共済会では、加入期間 3 年未満の方には退職手当金が支給されませんが、合算制度を利用することにより、再就職した場合に加入期間を積み上げることができます。

最終的に受け取る退職手当金は、加入期間が長いほうが有利になります。

[留意点]

- ・ 継続して 1 年以上被共済職員として従事している方が利用できます。
- ・ 退職した日から 3 年以内に本会会員法人に再就職した場合に有効です。
- ・ 再就職の際は、合算利用している旨を新しく勤める法人の事務担当者にお伝えください。

加入期間 3 年以上

加入期間が 3 年以上の方には、退職手当金が支給されます。また、《合算制度》および《法人間異動》を利用することもできます。次のいずれかを選択することができます。

1 退職手当金を請求する

今回の退職にあたり、退職手当金を受け取る方法です。

共済会からの退職手当金は、制度上、共済会から法人へ送金されます。原則として共済会が請求書を受け付けてから 1 か月程度で法人への送金を行っています。その後、法人から貴方様への支給となります。

2 合算制度を利用する（※加入期間 1 年以上 3 年未満を参照）

3 法人間異動を利用する（☆加入期間 1 年未満を参照）

「退職手当金の請求」、「合算」、「法人間異動」のどれを希望するか、法人・施設の事務担当者へ伝え、手続きを依頼してください。

なお、福祉医療機構でも「合算」、「法人間異動」が可能です。また、福祉医療機構では加入期間 1 年以上で退職手当金が請求できます。